製品安全関連四法上の検査機関の登録にあたっての ISO/IEC 17065 の適用関係について

平成25年2月27日 経済産業省商務流通保安グループ製品安全課

平成16年3月から施行された「公益法人に係る改革を推進するための経済産業省関係法律の整備に関する法律」に基づき、製品安全関連四法¹ における検査機関の登録基準の一つとして、ISO/IEC Guide 65 が採用されることとなった。さらに、平成24年9月にISO/IECにおいて当該Guide 65 が改訂され、改訂規格であるISO/IEC 17065 が発行されたことを受け、平成25年4月1日より、登録基準の一つとして、ISO/IEC 17065 が用いられることとしている。

ISO/IEC 17065 は、製品認証を行う機関に関する一般的な基準であることに鑑みれば、法律の適切な運用を図る観点からは、製品安全関連四法における検査機関の登録基準として、適用されるべき要求事項を明確にしておくことが必要である。

このため、製品安全関連四法における検査機関の登録を行うに当たり、次の通り、ISO/IEC 17065の各要求事項の適用関係を示すこととする。なお、「製品安全4法上の検査機関の登録に当たってのISO/IECガイド65の適用関係について」(平成17年4月、商務情報政策局消費経済部製品安全課)は、廃止する。

記

- 1. ISO/IEC 17065 の要求事項のうち、製品安全関連四法の法令要求事項と重複する項目については、法令要求事項を適用するものとする。
- 2. ISO/IEC 17065の要求事項のうち、「7.9 Surveillance」²については、国が、試買テスト、通常立入検査等を実施しているため、登録検査機関の任意によるものとする。

以上

¹ 消費生活用製品安全法、電気用品安全法、ガス事業法(ガス用品に係る部分に限る)、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(液化石油ガス器具等に係る部分に限る)をいう。

² 国内整合規格である JIS Q 17065 においては、「7.9 サーベイランス」に相当する。